

# 「灯油（家庭用ホームタンク内）盗難補償規程」

(株)いちたかガスワン

2021年9月30日

## 「灯油（家庭用ホームタンク内）盗難補償規程」

### 第1条（目的）

本規定は、(株)いちたかガスワン（以下、「甲」といいます）が指定する対象商品の購入者（以下、「乙」といいます）に対して、以下の条文に基づき提供する、灯油（家庭用ホームタンク内）盗難補償（以下、「補償」といいます）の取り扱いについて定めるものです。

### 第2条（用語の定義）

本規定において、地祇の各号に掲げる用語はそれぞれ次の定義に従います。

#### （1）対象商品

甲が提供する灯油定期配送契約により販売された灯油をいいます。

#### （2）盗難

強盗、窃盗をいいます。

#### （3）ホームタンク

一般住宅に設置されている対象商品を補完した家庭用の容量490ℓのホームタンクをいいます。ただし、日本国内に所在する家庭用ホームタンクに限ります。

#### （4）補償対象期間

本規定の有効期間をいい、乙が対象商品を購入した日から1年間とします。ただし、期間中でも定期配送を解約、脱会、給油停止、ホームタンク以外のタンクに変更したときは、その時点から補償の対象外になります。

#### （5）配送証明書

対象商品購入時に交付される配送日および灯油納入量がわかる配送伝票（納品書）もしくは当社が発行する請求書をいいます。

#### （6）新規契約者

甲と定期配送契約を締結した日から盗難発生日までの期間において、配送証明書を1回のみ受領している、乙のことをいいます。

#### （7）継続契約者

甲と定期配送契約をした日から盗難発生日までの期間において、配送証明書を2回以上受領している、乙のことをいいます。

### 第3条（補償を行う場合）

1. 甲は、補償対象期間中にホームタンク内の対象商品が盗難により乙が損害を被った場合に、いかに定める計算式に基づき対象商品の現物給付での補償を行います。ただし、警察に盗難届を出し、かつ届け出が受理された場合に限りです。

#### （計算式）

現物給付での補償＝対象商品を保管するホームタンクを満タンにした際の灯油量

－（※1日辺り灯油使用量×盗難日の直近定期配送時から盗難日までの日数）

※1日当たりの灯油使用量の定義

冬季以外（4月から11月まで）：2ℓ

冬季（12月から3月まで）：4ℓ

2. 乙が、対象商品の盗難について行う本補償の請求は補償対象期間中につき1回のみとし、補償日の甲の対象商品販売価格に応じて5万円の補償を限度とします。

### 第4条（補償を行わない場合）

1. 前条の規定にかかわらず、甲は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって損害が生じた場合には補償を行いません。
  - （1）乙の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - （2）対象商品がホームタンク外にある間に生じた盗難
  - （3）地震もしくは噴火など天変地異に起因する事故
  - （4）戦争、武装反乱その他のこれらに類似した事変または暴動
  - （5）ホームタンクの経年劣化を起因とした故障による漏洩
2. 甲は、前項に定める場合のほか、次の場合も補償を行いません。
  - （1）配送証明書の掲示がない場合
  - （2）配送証明書に配送年月日、灯油納入量の記載がない場合、あるいは字句が書き換えられた場合
  - （3）乙が他の保険に加入している場合でかつ当該保険において対象商品の盗難に関して現物または保険金給付を受けている場合、本補償は行いません。
  - （4）対象商品の漏洩を起因とした物的損害、またはホームタンクの破壊などによるホームタンクそのものの物的損害

### 第5条（補償の請求書類）

1. 乙が補償を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を甲に提出しなければなりません。

- (1) 所定の盗難補償請求書（事故状況、盗難等、記載漏れの無いもの）  
（盗難事故発生日よりその日を含めて 60 日以内に警察に届けられたもの）
  - (2) 警察への盗難届の受理番号
  - (3) 配送証明書の写し（新規契約者は直近 1 回分、継続契約者は直近 2 回分）
  - (4) 被害箇所の写真
  - (5) その他甲が必要と認める書類
2. 乙が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、甲は補償を行いません。
  3. 乙以外のものからなされた細府の請求に対しては、甲は補償を行いません。
  4. 対象商品の盗難の事由が発生した日より 6 か月を経過した後になされた補償の請求に対しては、甲は補償を行いません。

#### 第 6 条（規程の改廃）

甲は、乙の承諾無しに本規定を改定または廃止することができるものとします。